

第47回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時

場所

長崎県北松浦郡佐々町小浦免字小浦浜1572番地21

会場 当社九州第2工場

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

目次

招集ご通知	・・・1
株主総会参考書類	・・・6
事業報告	・・・21
連結計算書類	・・・34
計算書類	・・・36
監査報告	・・・38

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

証券コード 2815
2025年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
アリアケジャパン株式会社
代表取締役社長 白 川 直 樹

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

URL : <https://www.ariakejapan.com/ja/ir.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRニュース」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

URL : <https://d.sokai.jp/2815/teiji/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

URL : <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アリアケ」又は「コード」に当社証券コード「2815」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使の場合は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（URL：<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。書面による議決権の事前行使にあたっては、株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 開催場所	長崎県北松浦郡佐々町小浦免字小浦浜1572番地21 当社九州第2工場 ※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項	
報告事項	1. 第47期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第47期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案	役員賞与支給の件
第5号議案	退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第6号議案	取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に 対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

何卒、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

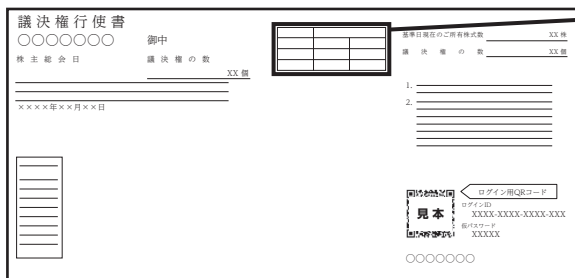


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い
申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会に ご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付にご 提出ください。 日 時 2025年6月20日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）	 書面（郵送）で議決権を 行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示のうえ、切手を貼ら ずにご投函ください。 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時到着分まで	 インターネットで議決権を 行使される場合 次ページの案内に従って、議案の 賛否をご入力ください。 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時入力完了分まで
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

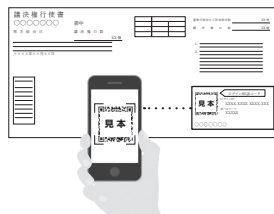
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

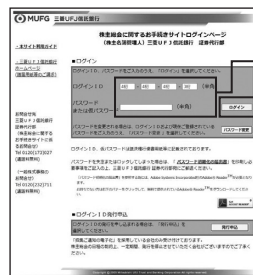
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主の皆様に対して安定的配当を継続して実施することを経営の重要課題とした上で、DOE（株主資本配当率）3.0%以上を主な経営指標としております。この基本方針に基づき、当社グループの業績及び今後の経営環境等を勘案した結果、前期と比較し、1株あたり20円の増配となる以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金110円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は3,503,353,590円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の再任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位	
1	しら	かわ	なお	き	代表取締役社長	再 任
2	かめ	おか	まさ	ひこ	専務取締役 営業本部長	再 任
3	まつ	もと	こう	いち	取締役経理部長兼経営管理室長	再 任
4	いわ	き	こう	じ	取締役営業統括部長	再 任
5	さ	さ	き	たか	社外取締役	再 任

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独立

独立取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	再任 しら かわ なお き 白川 直樹 (男性) (1957年2月28日生) 〈所有する当社の株式数〉 9,910株	1981年 4 月 有明食品化工(株)入社 1998年 4 月 当社九州工場品質管理部長 1999年 3 月 当社九州工場製造部長 1999年 6 月 当社取締役九州工場製造部長 2001年 6 月 当社取締役第2工場製造部長 2006年 5 月 当社取締役技術開発部長 2015年 6 月 当社常務取締役技術開発部長 2015年10月 当社常務取締役製造本部長 2021年 4 月 当社代表取締役社長 (現任) 2023年10月 PT. Ariake Europe Indonesia取締役社長 (現任) 2023年10月 台湾有明食品股份有限公司董事長 (現任) 2024年 7 月 Ariake U.S.A., Inc.代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ・ PT. Ariake Europe Indonesia 取締役社長 ・ 台湾有明食品股份有限公司 董事長 ・ Ariake U.S.A., Inc. 代表取締役社長 <取締役候補者とした理由> 当社の代表取締役として企業価値の向上に努め、また、製造部門及び技術開発部門の責任者を長きにわたり務めるなど、当社グループの技術を活かした新たな価値創造、生産性向上、安全・安心への取組みを推進してきたことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。
2	再任 かめ おか まさ ひこ 亀岡 正彦 (男性) (1958年1月1日生) 〈所有する当社の株式数〉 1,000株	1980年 4 月 伊藤忠商事(株)入社中国室機械チーム配属 2008年 4 月 伊藤忠商事(株)食品流通部長 2011年 4 月 同社 食品流通部門長 2012年 4 月 同社 執行役員食品流通部門長 2013年 4 月 同社 執行役員食料カパニエ・エグゼクティブ・イン・アジア兼食品流通部門長 2014年 4 月 同社 執行役員食料カパニエ・エグゼクティブ・イン・アジア兼中国事業推進部長 2015年 4 月 (株)日本アークス出向 専務執行役員東日本営業部門長 2015年 6 月 同社 取締役専務執行役員東日本営業部門長兼関東エリア統括 2016年 4 月 同社 取締役専務執行役員東日本営業部門長兼関東エリア統括 2017年 4 月 同社 取締役専務執行役員東日本営業部門長 2021年 4 月 同社 取締役専務執行役員広域営業部門長 2023年 6 月 当社入社 専務取締役 営業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 長年にわたり食品業界での営業経験と専門知識を有し、これまでの経験や実績から今後の中長期経営計画を推進する上で適任であるため、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者として選任としたものであります。

候補者 番号	氏 ^{ふりがな} 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	再任 まつもと こういち 松本 幸一 (男性) (1958年3月30日生) 〈所有する当社の株式数〉 20,217株	1979年2月 有明食品化工(株)入社 2001年4月 当社経理部長 2007年6月 当社取締役経理部長兼経営管理室長 (現任) 2014年1月 青島有明食品有限公司監査役 (現任) 2015年4月 台湾有明食品股份有限公司監査役 (現任) 2016年3月 PT. Ariake Europe Indonesia監査役 (現任) 2021年11月 日照有明食品有限公司監査役 (現任)
	<取締役候補者とした理由> 取締役として財務・経営管理における経験・実績・見識を有しており、当社のグローバル経営の強化に適任であるため、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。	
4	再任 いわき こうじ 岩城 幸司 (男性) (1965年2月18日生) 〈所有する当社の株式数〉 482株	1998年2月 有明食品化工販売(株)入社 2001年4月 当社入社 (有明食品化工販売(株)の合併・解散による) 2013年7月 当社東京営業第二部 部長 2015年6月 当社執行役員東京営業第二部長 2016年9月 当社執行役員大阪支店長 2018年4月 当社執行役員総務部長 2018年6月 当社取締役総務部長 2021年10月 当社取締役営業統括部長 (現任)
	<取締役候補者とした理由> 取締役として営業部門における経験や実績から今後の中長期経営計画を推進するうえで適任であるため、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
5	再任 社外 独立 さ さ き たか ひこ 佐々木 隆彦 (男性) (1959年6月13日生) 〈所有する当社の株式数〉 0株	1983年 4 月 日東電気工業(株) (現日東電気(株)) 入社 海外営業本部 1986年 8 月 日東電気アメリカ・ニューヨーク プロ ダクトマネージャー 1991年 5 月 日東電気(株) 半導体事業部 1996年 4 月 (株)染織経済新聞社入社 マネージャー 新規事業開発担当 1999年 8 月 (株)三和総合研究所 (現三菱UFJリサー チ&コンサルティング) 入社 シニアコ ンサルタント 2015年 7 月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) プリンシパル 2019年 7 月 佐々木ビジネス&ライフスタイルコンサル ティング(株)設立 プリンシパル (現任) 2023年 6 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ・早稲田大学トランスナショナルHRM研究所招聘研究員 <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等> 経営コンサルタントとしての幅広い知見を人的資本の観点から組織構築と人材育成 の分野について強化するにあたり適任であるため、当社の選任方針に合致すると判断 し、引き続き社外取締役候補者として選任したものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木隆彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐々木隆彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として要件を満たし
ており、選任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 佐々木隆彦氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は佐々木隆彦氏との間に、会社法427条1項の規程に基づき同法第423
条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づ
く損害賠償責任の限度額は、5,000千円または会社法第425条第1項に定め
る額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保
険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の
取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によ
り被保険者の賠償責任の損害を補填することとしております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名の内、2名（大野剛義氏、錦徹氏）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	新任 社外 独立 あべ まさゆき 安部 真行 (男性) (1956年10月5日生) 〈所有する当社の株式数〉 0株	1980年4月 花王石鹼(株) (現 花王(株)) 入社 2003年3月 同社情報技術グループ部長 2010年5月 同社戦略企画部長 2013年12月 同社情報システム部門統括 2015年3月 同社執行役員 就任 2017年12月 同社 退社 2018年4月 トッパン・フォームズ(株) (現 TOPPANエッジ(株))デジタルビジネス統括本部 (現情報システム本部 顧問 2021年6月 (株)ニフコ 社外取締役 就任
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等> 安部真行氏は、これまで情報システム・DX分野で豊富な経験を有しており、その観点から、適切な企業監査に加え当社DX分野へのご意見も伺えるものと期待しており、新任候補者としたものであります。	
2	新任 社外 独立 たかとり ゆきこ 高取 幸子 (女性) (1965年8月19日生) 〈所有する当社の株式数〉 0株	1988年4月 味の素株式会社入社 2014年7月 上海味の素食品研究開発センター社総経理 (～2017年6月) 2020年7月 味の素株式会社サステナビリティ推進部長 2023年4月 同社執理事務サステナビリティ推進部長 2024年4月 同社Group Executive Specialist (サステナビリティ) 2025年3月 同社退社
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等> 高取幸子氏は、食品事業における研究開発や経営にも携われたご経歴とサステナビリティ推進及び非財務情報開示にも精通しており、当社の適切な企業監査に加え、その分野からのご意見も伺えると考え、新任候補者としたものであります。	

- (注) 1. 安部真行氏及び高取幸子氏と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 安部真行氏及び高取幸子氏は社外取締役候補者であります。

3. 安部真行氏及び高取幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として要件を満たしており、選任された場合は独立役員とする予定であります。
4. 本議案が承認された場合には、安部真行氏及び高取幸子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000千円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
5. 本議案が承認可決された場合における監査等委員である社外取締役（星野誠之氏、安部真行氏、高取幸子氏）は3名となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約による被保険者の賠償責任の損害を補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である社外取締役3名と社外取締役1名を除く。）5名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額43,200千円支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告の30ページに記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の担当部門の実績等を総合的に勘案しつつ、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、意見はございませんでした。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2025年3月31日付で退任しました岩城勝利氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針は事業報告の30ページに記載のとおりであります。

なお、本議案について監査等委員会から特別のご意見はございませんでした。

氏 名 (生年月日)	略歴
いわ き かつ とし 岩 城 勝 利 (1948年6月23日生)	2001年6月 当社取締役 就任 2002年5月 当社専務取締役 就任 2014年6月 当社代表取締役副社長 就任

第6号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。それに伴い、在任中の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象者」といいます。）について、同制度廃止の時までの在任期間を対象に、一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会においてご承認を得た上で、各対象者の退任時に支給いたします。

役員退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金打ち切り支給に関しましては、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議した上で取締役会にて決定しておりますが、具体的金額等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

対象取締役は以下の通りです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	しらかわ なおき 白川 直樹 (1957年2月28日生)	1999年6月 当社取締役 就任 2015年6月 当社常務取締役 就任 2021年4月 当社代表取締役社長 就任（現任）
2	かめおか まさひこ 亀岡 正彦 (1958年1月1日生)	2023年6月 当社専務取締役 就任（現任）
3	まつもと こういち 松本 幸一 (1958年3月30日生)	2007年6月 当社取締役 就任（現任）
4	いわぎ こうじ 岩城 幸司 (1965年2月18日生)	2018年6月 当社取締役 就任（現任）

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、2015年6月19日開催の第37回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、監査等委員であるもの、及び使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）いたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せず、当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償

割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は4名であります。第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は4名となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業績、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の内容は、[当社の第47期事業報告30頁]をご参照ください。(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退

職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、（下記（５）「業績達成により譲渡制限を解除する条件」を本割当株式に含める場合には、下記（５）において定めた条件を踏まえて）合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間（下記（５）「業績達成により譲渡制限を解除する条件」を本割当株式に含める場合には、下記（５）において定めた条件）を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）業績達成により譲渡制限を解除する条件

当社は、必要に応じて、当社の取締役会において予め設定した業績条件を達成した場合、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する、と定めるものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（６）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

＜ご参考＞ 本議案が承認可決された場合の変更後の当該方針は下記のとおりです。

・取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬としての固定報酬は、担当職務、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して各人毎に定め、毎月支給します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、対象期間の連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することにしております。

c. 非金銭報酬の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給するものとします。

(2) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の具体的な付与数、付与方法は、株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、取締役会において決議し、具体的な支給時期及び配分については毎年取締役会において決定するものとします。

(3) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、毎年取締役会で定めた対象期間の経営指標を評価指標とし、目標達成状況に応じて譲渡制限の解除を判定するものとします。

d. 報酬等の割合及び報酬等の決定の委任に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員の答申に基づき決定しております。

《ご参考》 当社取締役のスキル・マトリックス

なお、本総会において、第2号・第3号議案が承認可決された場合における役員構成及び専門性は次の通りです。

	取締役名	当社における 地位	企業 経営	製造・ 技術 研究開発	営業 マーケティング	グロー バル	財務・ 会計	サス テナ	リスク 管理・ 法務	人事・ 労務	IT・ DX
1	白川直樹	代表取締役 社長	○	○				○	○	○	○
2	亀岡正彦	専務取締役	○		○	○					
3	松本幸一	取締役	○				○		○	○	○
4	岩城幸司	取締役	○		○						
5	佐々木隆彦	取締役 (社外取締役) 独立	○			○				○	
6	星野誠之	社外取締役 (監査等委員) 独立					○		○		
7	安部真行	社外取締役 (監査等委員) 独立		○				○			○
8	高取幸子	社外取締役 (監査等委員) 独立	○	○	○			○			

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ロシア・ウクライナ情勢を巡る地政学的リスクの長期化、外国為替市場における円安基調の強まりの影響等で資源価格・原材料価格の高騰が続き、依然として先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況下で、当社グループでは、中長期経営計画の達成に向け、グローバルエンタープライズとして、また、天然調味料におけるリーディングカンパニーとして顧客ニーズを先取りし、全世界の既存事業の拡充と、新規事業の積極的な展開を図りつつ、「食の安全」「健康」「おいしさ」を追求してきました。

当社（アリアケジャパン株）の売上高は、顧客第一の姿勢を貫いて拡販に努め、前期比6.3%増加（2,820百万円増加）の47,520百万円となりました。

連結売上高に関しましては、子会社の売上が前期比17.0%増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、65,400百万円（前期比5,419百万円増加）となり、前期比9.0%の増加となりました。

当社の営業利益は、原材料及び包材の高騰の影響もありましたが、売上高の増加及びコストダウン等により営業利益が前期比で1,856百万円増加（31.3%増加）の7,780百万円となりました。

連結営業利益は11,117百万円で、前期比で2,454百万円の増加（28.3%増加）となりました。

当社の経常利益は、主に前期に比し為替差益が1,101百万円減少したため、前期比で803百万円増加（10.1%増加）の8,718百万円となりました。

連結経常利益は、12,001百万円（前期比1,289百万円増加）と、前期比で12.0%増加しました。

また、当社の当期純利益は6,380百万円（前期比824百万円増加）と、前期比で14.8%増加しました。

親会社株主に帰属する当期純利益は8,206百万円（前期比853百万円増加）と、前期比で11.6%増加しました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は947百万円であり、その主なものは生産設備の拡充更新であります。

③ 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、自己資金により賄っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期 (2024年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	52,658,574	55,698,315	59,981,459	65,400,887
経常利益(千円)	11,340,140	9,270,800	10,712,052	12,001,797
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	7,708,760	6,385,023	7,353,170	8,206,402
1株当たり当期純利益(円)	242.10	200.48	230.88	257.67
総資産(千円)	119,964,026	126,262,252	136,597,269	145,734,809
純資産(千円)	106,338,971	111,743,316	120,279,238	128,383,495
1株当たり純資産額(円)	3,312.02	3,477.73	3,741.92	3,990.74

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てによって表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については小数点第3位を四捨五入によって表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期 (2024年3月期)	第47期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	40,075,692	42,687,912	44,700,753	47,520,836
経常利益(千円)	8,357,002	6,492,209	7,915,481	8,718,608
当期純利益(千円)	5,841,764	4,712,520	5,556,942	6,380,995
1株当たり当期純利益(円)	183.47	147.96	174.48	200.35
総資産(千円)	107,344,646	109,950,836	116,096,381	120,626,392
純資産(千円)	97,144,793	99,193,008	103,795,502	107,605,548
1株当たり純資産額(円)	3,050.12	3,114.45	3,259.00	3,378.65

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てによって表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については小数点第3位を四捨五入によって表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社エー・シー・シー	20,000千円	100%	コンビニエンス・ ストア 経営
青島有明食品有限公司	8,120千米ドル	89%	天然調味料製造
日照有明食品有限公司	13,520千米ドル	100%	天然調味料製造
台湾有明食品股份有限公司	250,000千台湾元	100%	天然調味料製造
F.P.Natural Ingredients S.A.S.	22,000千ユーロ	100%	天然調味料製造
Ariake Europe N.V.	43,000千ユーロ	100%	天然調味料製造
Henningsen Nederland B.V.	359千ユーロ	100%	天然調味料製造
PT. Ariake Europe Indonesia	3,725千米ドル	100%	天然調味料製造

(4) 対処すべき課題

経済活動全般は、不安定な国際情勢を起因とした資源高の影響からなる物価上昇や円安傾向は引き続き続くものと予想しております。

その中で当社グループは、世界的な天然調味料の需要拡大、及び当社の国際市場浸透を図って、10年以上前から全世界で200億円を超える大型設備投資を実施してまいりました。これら国内外の設備投資の果実は着実に実現しています。2025年3月期の単体の売上高は47,520百万円と、2015年3月期（31,296百万円）から約51%増加、連結売上高は65,400百万円と、2015年3月期（40,915百万円）から約60%増加しております。

また、利益面でも設備投資に伴う減価償却の増加を吸収して順調に伸びており、2025年3月期の当社の当期純利益は6,380百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は8,206百万円となっております。次期もまた当社グループの独自技術と最新設備を最大限に活用し、上記の特色を生かして安定的な収益を確保すべく、全力を尽くします。

このような環境の中、翌連結会計年度（2026年3月期）につきまして、国内市場では顧客の嗜好や業態の変化を読み取り、新たな製品開発と市場開拓を行い、さらなるシェア・アップを図ってまいります。

また、更なる拡販が期待できる中国はじめ台湾市場での加工メーカー向け販売強化、インドネシアから日本への原料供給と同国市場の販売強化を図ってまいります。

欧州においては、欧州圏の開発製品の投入による売上げ強化、および、日本への原料供給強化に取り組んでまいります。

地政学リスクの高まりにより厳しい経営環境が続くものと予想されますが、上述の施策を着実に実行し、2026年3月期においては更なる成長を目指す計画であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

当社本社 東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
国内営業拠点 当社 全国5地区
国内生産拠点 当社九州第1工場（長崎県佐世保市）
九州第2工場（長崎県北松浦郡）
海外生産拠点 青島有明食品有限公司（中国）
日照有明食品有限公司（中国）
台湾有明食品股份有限公司（台湾）
Ariake Europe N.V.（ベルギー）
F.P.Natural Ingredients S.A.S.（フランス）
Henningesen Nederland B.V.（オランダ）
PT. Ariake Europe Indonesia（インドネシア）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,166名（296名）	60名増(44名減)

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員（嘱託含む）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
733名（199名）	60名増(47名減)	39歳	14年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員（嘱託含む）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 130,000,000株
- ② 発行済株式の総数 32,808,683株
- ③ 株主数 6,853
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ジャパンフードビジネス株式会社	10,618	33.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,046	9.57
公益財団法人岡田甲子男記念奨学財団	2,196	6.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,433	4.50
JP MORGAN CHASE BANK 385840	1,354	4.25
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,062	3.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	896	2.82
JP MORGAN CHASE BANK 385632	838	2.63
株式会社王将フードサービス	784	2.46
BBH FOR UMB BK, NATL ASSOCIATION-GLOBAL ALPHA INTL SMALL CAP FUND LP	617	1.94

- (注) 1. 当社は自己株式を960,014株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株数は、千株未満を切捨てによって表示しております。

- (2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	しらかわ なおき 白 川 直 樹	台湾有明食品股份有限公司の董事長、及びPT.Ariake Europe Indonesiaの取締役社長 Ariake U.S.A., Inc. 代表取締役社長
代表取締役副社長	いわ き かつ とし 岩 城 勝 利	内部統制室長
専 務 取 締 役	かめ おか まさ ひこ 亀 岡 正 彦	営業本部長
取 締 役	まつ もと こう いち 松 本 幸 一	経理部長兼経営管理室長
取 締 役	いわ き こう じ 岩 城 幸 司	営業統括部長
取 締 役	さ さ き たか ひこ 佐 々 木 隆 彦	
取締役（監査等委員）	おお の たけ よし 大 野 剛 義	株式会社治コンサルタント代表取締役
取締役（監査等委員）	にしき とおる 錦 徹	
取締役（監査等委員）	ほし の せい し 星 野 誠 之	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）大野剛義氏、錦徹氏、星野誠之氏及び取締役佐々木隆彦氏は社外取締役であります。
2. 当社は取締役（監査等委員）大野剛義氏、錦徹氏及び星野誠之氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）星野誠之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）星野誠之氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2024年6月21日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、田川智樹氏及び木村守洋氏は任期満了となり取締役を退任いたしました。
5. 2025年3月31日をもって、代表取締役副社長岩城勝利氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は内部統制室長でありました。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の賠償責任の損

害を補填することとしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）である大野剛義氏、社外取締役（監査等委員）である錦徹氏、社外取締役（監査等委員）である星野誠之氏及び社外取締役佐々木隆彦氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬としての固定報酬は、担当職務、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して各人毎に定め、毎月支給します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、対象期間の連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することにしております。

c. 報酬等の割合及び報酬等の決定の委任に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員の答申に基づき決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	129,740千円 (5,000千円)	86,540千円 (5,000千円)	43,200千円 (一)	7名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22,100千円 (20,600千円)	22,100千円 (20,600千円)	一千円 (一)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	151,840千円 (25,600千円)	108,640千円 (25,600千円)	43,200千円 (一)	11名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
使用人兼務取締役 25,200千円
2. 報酬等の総額には、2025年6月20日開催予定の第47回定時株主総会におきまして承認された場合に支払われることとなる以下のものが含まれております。
役員賞与 取締役(監査等委員を除く) 5名 43,200千円
3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は2015年6月19日開催の第37回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち社外取締役1名)であります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は2015年6月19日開催の第37回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役3名)であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)大野剛義氏は、株式会社治コンサルタントの代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) おお の たけ よし 大 野 剛 義	当事業年度に開催された取締役会16回の内6回に出席、また、監査等委員会12回の内4回に出席いたしました。当該年度において療養の為やむを得ず取締役会及び監査等委員会を欠席する状況がありましたが、当社は社外取締役を含む複数の取締役体制により、取締役会の審議および監督機能を継続的に確保しており、本件によるコーポレート・ガバナンス体制への影響はございません。また、出席した取締役会及び監査等委員会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) にしき とおる 錦 徹	当事業年度に開催された取締役会16回の内16回に出席、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に経験及び弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) ほし の せい し 星 野 誠 之	当事業年度に開催された取締役会16回の内16回に出席、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に経験及び会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 取 締 役 さ さ き たか ひこ 佐々木 隆彦	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に経験及びコンサルタントの専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等の金額について、監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、相当と判断し同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	84,106,492	流 動 負 債	10,711,784
現金及び預金	58,958,861	支払手形及び買掛金	4,770,147
受取手形及び売掛金	12,800,729	電子記録債務	941,493
商品及び製品	5,527,234	リ ー ス 債 務	8,268
仕 掛 品	1,571,066	未 払 法 人 税 等	1,813,950
原材料及び貯蔵品	4,590,992	賞 与 引 当 金	377,260
未 収 入 金	14,908	役員賞与引当金	43,200
そ の 他	643,882	そ の 他	2,757,462
貸倒引当金	△1,182	固 定 負 債	6,639,530
固 定 資 産	61,628,317	リ ー ス 債 務	9,764
有 形 固 定 資 産	24,803,220	繰 延 税 金 負 債	5,082,916
建物及び構築物	9,807,724	退職給付に係る負債	1,243,178
機械装置及び運搬具	8,893,326	役員退職慰労引当金	112,285
土 地	4,784,203	そ の 他	191,385
リ ー ス 資 産	21,383	負 債 合 計	17,351,314
建設仮勘定	1,054,952	(純資産の部)	
そ の 他	241,630	株 主 資 本	110,755,454
無 形 固 定 資 産	124,909	資 本 金	7,095,096
そ の 他	124,909	資 本 剰 余 金	7,964,413
投資その他の資産	36,700,187	利 益 剰 余 金	97,741,165
投資有価証券	32,989,117	自 己 株 式	△2,045,220
長期貸付金	439,597	その他の包括利益累計額	16,344,353
投資不動産	147,449	その他有価証券評価差額金	8,337,055
繰延税金資産	16,750	為替換算調整勘定	7,868,716
そ の 他	3,296,402	退職給付に係る調整累計額	138,581
貸倒引当金	△189,129	非支配株主持分	1,283,686
資 産 合 計	145,734,809	純 資 産 合 計	128,383,495
		負 債 純 資 産 合 計	145,734,809

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	65,400,887
売上原価	45,675,608
売上総利益	19,725,279
販売費及び一般管理費	8,607,840
営業利益	11,117,439
営業外収益	
受取利息及び配当金	825,695
受取家賃	19,606
為替差益	101,783
その他の	150,149
営業外費用	
支払利息	52
貸倒引当金繰入額	77,000
デリバティブ評価損	91,950
その他の	43,874
経常利益	12,001,797
特別利益	
投資有価証券売却益	98,449
税金等調整前当期純利益	12,100,246
法人税、住民税及び事業税	3,416,507
法人税等調整額	357,955
当期純利益	8,325,784
非支配株主に帰属する当期純利益	119,381
親会社株主に帰属する当期純利益	8,206,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,541,348	流動負債	8,387,756
現金及び預金	39,039,398	支払手形	297,101
受取手形	199,795	買掛金	3,355,780
売掛金	9,008,842	電子記録債務	941,493
商品及び製品	3,113,399	リース債務	6,910
仕掛品	978,986	未払金	1,223,856
原材料及び貯蔵品	3,595,096	未払費用	269,630
前渡金	105,844	未払法人税等	1,449,652
前払費用	91,394	未払消費税等	326,687
関係会社短期貸付金	243,120	預り金	83,635
未収入金	12,542	賞与引当金	317,352
その他	154,010	役員賞与引当金	43,200
貸倒引当金	△1,082	その他	72,455
固定資産	64,085,043	固定負債	4,633,087
有形固定資産	11,005,635	リース債務	9,417
建物	4,062,674	繰延税金負債	2,902,192
構築物	127,104	退職給付引当金	1,438,741
機械及び装置	2,437,376	役員退職慰労引当金	112,285
船舶	73	投資損失引当金	170,450
車両運搬具	35,842	負債合計	13,020,843
工具、器具及び備品	91,610	(純資産の部)	
土地	4,046,825	株主資本	99,268,492
リース資産	14,843	資本金	7,095,096
建設仮勘定	189,283	資本剰余金	7,957,939
無形固定資産	39,456	資本準備金	7,833,869
ソフトウェア	32,317	その他資本剰余金	124,070
電話加入権	7,139	利益剰余金	86,260,678
投資その他の資産	53,039,951	利益準備金	441,000
投資有価証券	32,972,945	その他利益剰余金	85,819,678
関係会社株式	12,065,998	特別償却準備金	19,521
関係会社出資金	1,147,464	別途積立金	7,820,000
従業員長期貸付金	9,597	繰越利益剰余金	77,980,156
関係会社長期貸付金	3,625,975	自己株式	△2,045,220
長期前払費用	9,926	評価・換算差額等	8,337,055
投資不動産	147,449	その他有価証券評価差額金	8,337,055
保険積立金	211,565	純資産合計	107,605,548
その他	3,038,157	負債純資産合計	120,626,392
貸倒引当金	△189,129		
資産合計	120,626,392		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		47,520,836
売 上 原 価		33,200,795
売 上 総 利 益		14,320,041
販売費及び一般管理費		6,539,720
営 業 利 益		7,780,320
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	606,804	
有 価 証 券 利 息	306,640	
受 取 家 賃	29,134	
為 替 差 益	94,047	
そ の 他	76,728	1,113,354
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	77,000	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	91,950	
そ の 他	6,116	175,066
経 常 利 益		8,718,608
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	98,449	98,449
特 別 損 失		
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	450	450
税 引 前 当 期 純 利 益		8,816,608
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,498,200	
法 人 税 等 調 整 額	△62,586	2,435,613
当 期 純 利 益		6,380,995

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

アリアケジャパン株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
九州事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋田 秀 樹
公認会計士 土 居 一 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アリアケジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アリアケジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その

他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

アリアケジャパン株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋田 秀 樹

公認会計士 土 居 一 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アリアケジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な

虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、監査上の重要課題として設定した経営の諸リスクの監視体制、海外子会社における内部統制の健全性や社外取締役を含む取締役、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報保存体制や企業情報開示体制等について会社の内部統制部門と連携の上監査を実施し、また重要な会議に出席し、取締役・使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所においては内部統制部門の協力を受け、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の経営企画や取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、月次報告として子会社から事業や活動状況の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

アリアケジャパン株式会社 監査等委員会

監査等委員 大野 剛 義 ㊞

監査等委員 錦 徹 ㊞

監査等委員 星野 誠之 ㊞

(注) 監査等委員である大野剛義氏、錦徹氏及び星野誠之氏の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

アリアケジャパン株式会社
当社九州第2工場

長崎県北松浦郡佐々町
小浦免字小浦浜1572番地21
電話 (0956) 63-5500



- MR 松浦鉄道、小浦駅より徒歩15分
- J R 佐世保駅より西九州自動車道佐々I.C.経由で、車で約25分
- 長崎空港より空港特急バスで佐世保バスセンターまで約1時間30分

※当日、J R 佐世保駅みなと口へ午前9時までにお集りの節は、バスを準備いたしますのでご利用ください。但し、当日の長崎空港から午前9時までに到着する空港特急バスの便はございませんのでご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

